

不測時における食料安全保障に関する検討会 開催要領

1 趣旨

令和5年6月2日の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部にて決定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」において、不測時の食料安全保障について、「不測時における基本的な対処方針を明確にしていくとともに、平時と不測時の切替えや、不測時における個別のケースに応じた対策を、農林水産省以外の省庁による対策も含め、関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制を構築する。また、現在不測時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法などで十分な対応を講じられるのか検証の上、食料安全保障上のリスクに応じて、不測時の対応根拠となる法制度を検討する。」とされたところである。

これを踏まえ、不測時における食料安全保障に関する検討会（以下、「検討会」という。）を開催し、不測時の基本的な対処方針や法令で新たに措置すべき事項、関係省庁の役割分担等を検討及び整理するものとする。

2 主な検討項目

- （１）不測の事態の考え方
- （２）不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、講ずるべき措置
- （３）関係省庁の役割分担、連携
- （４）その他、不測時における食料安全保障に必要な事項

3 構成員

- （１）検討会は別紙に掲げる有識者及び関係省庁により構成する。
- （２）検討会には、有識者の互選により選任する座長を置く。
- （３）座長は会議の議事を運営する。
- （４）座長は、必要に応じて座長代理を指名することができる。

4 運営

- （１）会議は非公開とする。ただし、会議冒頭のみ、撮影等を可とする。
- （２）会議の資料（秘匿性のあるものを除く。）及び議事概要については、会議後、構成員の了解を得た上で、公表することができる。

5 その他

- （１）検討会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室において処理する。
- （２）本要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

不測時における食料安全保障に関する検討会構成員名簿

(令和5年9月1日現在)

【有識者】

あらい 新井	ゆたか 豊	全国農業協同組合連合会群馬県本部 副本部長
おおさわ 大澤	まこと 誠	農林中央金庫 エグゼクティブ・アドバイザー
かとう 加藤	ひろたか 弘貴	公益財団法人流通経済研究所 専務理事
しみず 清水	あきら 聡	慶應義塾大学大学院商学研究科 教授
たかはし 高橋	まさおみ 正臣	全国農業協同組合連合会耕種資材部 部長
たけしま 竹島	ちはる 智春	丸紅株式会社 食料第一本部副本部長 兼 食料第一・第二戦略企画室長
はせがわ 長谷川	としひろ 利拡	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 エグゼクティブリサーチャー
やまもと 山本	りゅうじ 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科長
○ わたなべ 渡辺	けんじ 研司	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授

【関係省庁】

なかしま 中島	あきひろ 朗洋	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
ひこたに 彦谷	なおかつ 直克	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
まぶち 真洵	ひろし 博	消費者庁審議官
たけたに 竹谷	あつし 厚	外務省経済局審議官
とりい 鳥井	よういち 陽一	厚生労働省大臣官房審議官 （健康、生活衛生、アルコール健康障害対策、業務移管担当）
すぎなか 杉中	あつし 淳	農林水産省大臣官房総括審議官
さだみつ 定光	ゆうき 裕樹	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部長
ながい 長井	のぶかず 総和	国土交通省大臣官房審議官（物流政策、自動車局）

○：座長

（有識者は五十音順、関係省庁は建制順、いずれも敬称略）